



社福の社会貢献義務化へ ～営利企業との競争条件対等に向けた議論～

◆25日、介護・保育における社福と営利企業のイコールフットディングをテーマに規制改革会議（議長：岡素之/住友商事相談役）の公開ディスカッションが開催され、厚労省は社福に対して、社会貢献活動の実施を義務付ける方針を示しました。

同会議ではこれまで、社福の財務諸表などの情報開示の推進のほか、社福に対する補助制度や税制優遇の見直しを行うことに拠り、営利企業等との競争条件を対等にすべきとする議論が行われていました。またその中で、社福が税制優遇に見合った貢献を十分に果たしていないとした意見が委員から示され、社会貢献の義務付けが検討されていました。

社会貢献内容としては、低所得者や高齢者などを対象とした事業を挙げ、具体的な貢献内容は今後検討することとしています。同会議では6月をめぐり介護・保育のイコールフットディングに関する提言をまとめる予定としていますが、委員の間では、貢献をしない法人に対して、罰則を設ける声が強まっている模様で、具体化に向けた議論が注目されます。

（参考：内閣府HP/福祉新聞/日経新聞ウェブ）

公開ディスカッションの内容

＜社福に対する社会貢献活動の義務化について＞

- 社会貢献活動の具体例は以下の通り。
 - ・介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免
 - ・地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス、各種相談事業
 - ・災害時における各種支援活動
 - ・生活困窮者に準ずる人への資金の給付・貸付
 - ・貧困、生活困窮者等を対象とした住宅斡旋、食事提供等の生活支援
 - ・他法人との連携による人材育成
- 社会貢献活動に充てる額の規模や実施しない法人に対しての対応は、今後同会議の議論を踏まえ、厚労省において検討。

特養、入所待機者52万人 ～厚労省調査～

◆厚労省は25日、特養への入所を希望する待機者が昨年10月時点でおよそ52万人いるとする調査結果を公表しました。前回2009年の調査より約10万人増加し、高齢化が進む中、施設整備が追いついていない状況が明らかになっています。

特養への入所を希望する52万人のうち、入所の必要性が高い要介護3～5で在宅で暮らす人は約15万人いるとされています。厚労省は来年4月から特養の入所基準を原則要介護3以上の人に限定することで、入所の必要度の高い人がサービスを受けられるようにする方針ですが、その一方で要介護2以下の待機者、約18万人は原則特養に入所できなくなります。

政府の審議会では社福のみに認められている特養の経営に株式会社等の参入を認める議論が行われるなど、施設整備が急がれているとともに、在宅介護の充実を求める声も上がっています。（参考：厚労省HP他）

特養の入所申込者の状況（単位：万人）

	要介護 1～2	要介護 3	要介護 4～5	計
全体	17.8 (34.1%)	12.6 (24.1%)	21.9 (41.8%)	52.4 (100%)
内在宅	10.7 (20.4%)	6.6 (12.7%)	8.7 (16.5%)	26.0 (49.6%)
内在宅でない人	7.1 (13.6%)	6.0 (11.4%)	13.2 (25.3%)	26.4 (50.4%)

待機児童、4万4千人 ～減少傾向続く～

◆厚労省は28日、認可保育所に入所を希望してもできない待機児童が44,118人(2013年10月1日時点)との調査結果を公表しました。前年10月の調査より2,009人少なく、3年連続の減少でした。調査は4月と10月に行われており、10月の調査は4月以降に生まれた乳児の親が申し込むなどの理由で待機児童数が多くなる傾向にあります。2013年4月の調査よりも21,377人増加しています。

4万4千人余りの待機児童を年齢別にみると、0歳から2歳の児童が39,370人で全体の約9割を占め、地域別に見ると、主に関東や近畿で待機児童が多く、昨年4月の調査で待機児童がゼロになった横浜市も231人になりました。また待機児童の多い地域がある一方で、富山、石川、福井、長野、宮崎の6県は待機児童がゼロとなっており、相変わらず大きな地域差があることがうかがえます。

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行を控える現状の中、待機児童数は年々減少しており、今後もこうした傾向が続くのが注目されています。

（参考：厚労省HP/朝日新聞ウェブ他）

待機児童の多い自治体
(単位：人、ともに2013年)

自治体	4月	10月
川崎市	438	1,534
福岡市	695	1,046
広島市	372	951
世田谷区	884	832
札幌市	398	824